

令和元年度租税滞納状況について

高松国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税緩和措置の適用や滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方々に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和措置を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応しています。

(注) 1 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

2 新たに施行された「納税の猶予制度」の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。

○ 令和元年度租税滞納状況

(単位:百万円)

	A 平成30年度末 滞納整理中 のもの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D(A+B-C) 令和元年度末 滞納整理中 のもの額 (次期繰越額)
全 税 目	(97.4%) 6,088	(99.6%) 11,119	(99.8%) 11,296	(97.1%) 5,911
所 得 税	2,435	1,580	1,788	2,226
内 源泉所得税	278	255	279	254
内 申告所得税	2,157	1,324	1,510	1,972
法 人 税	850	1,087	1,115	823
相 続 税	186	454	413	227
消 費 税	2,595	7,944	7,930	2,609
そ の 他 税 目	23	54	51	26

(注) 1 新規発生滞納額とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

2 括弧内の数値は、対前年度比です。

3 地方消費税を除いています。

4 令和2年4月及び令和2年5月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日の属する年度)が令和元年度所属となるものを含んでいます。

5 各々の計数において、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※新規発生滞納額

令和元年度の新規発生滞納額（令和元年度に新たに滞納となったものの額）は、111億19百万円で、平成30年度（111億59百万円）より40百万円減少（0.4%減）しました。

また、滞納発生割合（新規発生滞納額／徴収決定済額）は1.0%となりました。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

※整理済額

令和元年度の整理済額は、112億96百万円で、平成30年度（113億22百万円）より26百万円減少（0.2%減）しました。

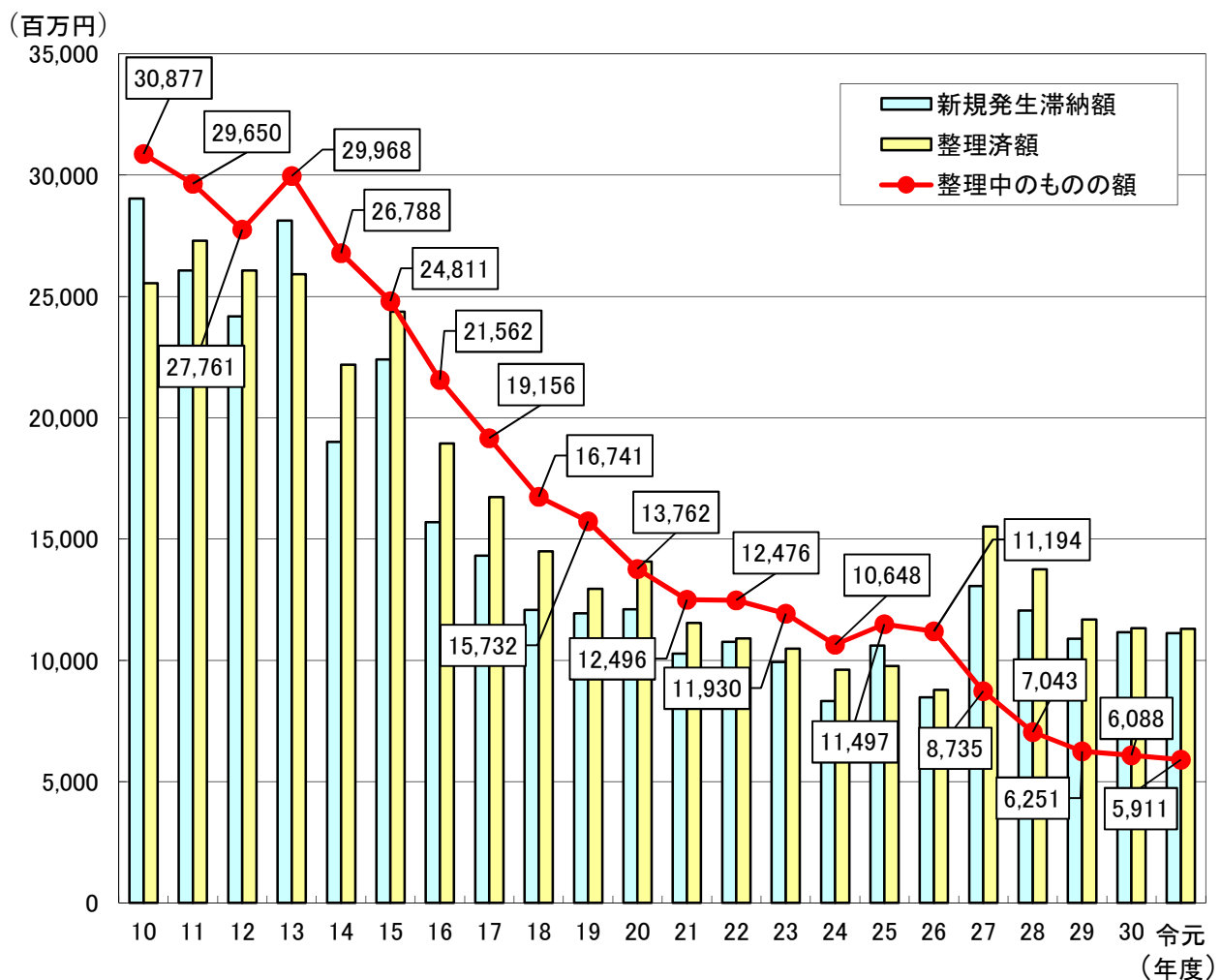
（注）令和2年3月からは新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な方に対して、猶予制度の適用を優先して行いました。

※滞納整理中のものの額（滞納残高）

令和元年度末の滞納整理中のものの額は、59億11百万円で、平成30年度末（60億88百万円）より1億77百万円減少（2.9%減）しました。

なお、この滞納整理中のものの額は、ピーク時（平成10年度）の19.1%になりました。

○ 全税目の租税滞納状況の推移



（注）地方消費税を除いています。

○ 税目別の租税滞納状況

単位：百万円、%

税目	区分 年度	A	B	C	D(A+B-C)	
		前年度末滞納整理中のものの額 (前期繰越額)	新規発生滞納額	整理済額	本年度末滞納整理中のものの額 (次期繰越額)	
全税目	30	外 692	外 2,006	外 2,009	外 688	
		6,251	11,159	11,322	6,088	
合計	令元	外 688	外 2,151 (99.6)	外 2,138 (99.8)	外 700 (97.1)	
		6,088	11,119	11,296	5,911	
税目別の内訳	源泉所得税	30	420	269	411	278
		令元	278	(94.9)	(67.8)	(91.5)
	申告所得税	30	2,067	2,083	1,993	2,157
		令元	2,157	(63.6)	(75.8)	(91.4)
	法人税	30	949	1,086	1,185	850
		令元	850	(100.1)	(94.1)	(96.8)
	相続税	30	174	235	223	186
		令元	186	(193.2)	(185.2)	(122.2)
	消費税	30	外 692	外 2,006	外 2,009	外 688
		令元	外 688	外 2,151 (106.8)	外 2,138 (106.3)	外 400 (100.5)
			2,620	7,439	7,463	2,595
			2,595	7,944	7,930	2,609
	その他税目	30	22	49	47	23
		令元	23	(110.4)	(107.9)	(113.1)
		23	54	51	26	

(注)1 括弧内の数値は、対前年度比です。

2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。